

第十八条、第二十四条 略

別表第四（第四条、第二十二条関係）

別表第六（第二十四条関係）

納付義務者	区 分	額
十五 法第十九項 七条第四項 (法第三十一項において準用する場合を含む。)又は 第三十一条の十二第二項に 第三十二条の二第四項 第三十三条の二第四項及び 第三十四条の二第二項に 第三十五条の二第二項に 第三十六条の二第二項に 第三十七条の二第二項に	一五十四 略	一万九千九百円
十六 法第二十 七条第四項 (法第三十一項において準用する場合を含む。)又は 第三十一条の二第二項に 第三十二条の二第二項に 第三十三条の二第二項に 第三十四条の二第二項に 第三十五条の二第二項に 第三十六条の二第二項に 第三十七条の二第二項に	合營でいる場	三千四百円
一千五百円	六項各号(第一号を除く) 又は第九項の 運営を営もうとする場合 の一部を改正する法律(平 成十七年法律第百十九号) 附則第三条第 二項の規定に より法第二十 七条第一項 第三十条の 第二項の 第三十一条の 第二項の 第三十二条の 第二項の 第三十三条の 第二項の 第三十四条の 第二項の 第三十五条の 第二項の 第三十六条の 第二項の 第三十七条の 第二項の	三千四百円

別表第四（第四条、第二十条関係）

別表第六（第二十二条関係）

一、十四 略 納付義務者 区 分 額

佐賀県育英資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十三日

◎左遷體系列譜五

佐賀県知事 古川

庚

佐賀県育英資金貸与条例（昭和三十六年佐賀県条例第九号）の一部を次のよ

平成18年3月23日(木)

(目的)
うに改正する。

第一条中「学生又は」を削る。

第二条第一号中「大学（大学と同程度の学校を含む。以下同じ。）」を「高等学校又は高等学校と同程度の学校（以下これらを「高等学校」という。）」に改め、同号口を次のように改める。

□ 勉学に意欲があること。

第二条第二号を次のように改め、同条第三号を削る。

二 高等学校に在学する者で、前号イ及び口に該当し、かつ、学費の支弁が著しく困難であるもの

第三条第一項中「次のとおり」を「在学一年につき四十二万円以内」に、

「学校」を「高等学校」に改め、各号を削る。

第六条中「二十年以内（第二条第二号に該当する者として育英資金の貸与を受けた者にあつては、十年以内）」を「二十年以内で規則で定める期間以内」に改める。

第八条第一項及び第二項を削り、同条第三項を同条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の佐賀県育英資金貸与条例の規定は、この条例の施行の日以後に貸与の決定をする者から適用し、同日前に貸与の決定をした者については、なお従前の例による。

参考資料

佐賀県育英資金貸与条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

(目的)
能な素質を有する生徒であつて、経済的理由により修学が困難なものに対し育英資金を貸与して、将来有為の人材を育成することを目的とする。

第一条 この条例は、向學心に富み、有能な素質を有する生徒であつて、経済的理由により修学が困難なものに対し育英資金を貸与して、将来有為の人材を育成することを目的とする。

第二条 育英資金の貸与を受ける者(以下「育英学生」という。)は、次の各号に該当する者の中から、それぞれ選考のうえ決定する。

一 高等学校又は高等学校と同程度の学校（以下これらを「高等学校」という。）に在学する者で、次のイから二までに該当するもの

イ 略
ハ・ニ 略

二 高等学校に在学する者で、前号イ及び口に該当し、かつ、学費の支弁が著しく困難であるもの

口 勉学に意欲があること。
ハ・ニ 略

二 高等学校又は高等学校と同程度の学校（以下これらを「高等学校」という。）に在学する者で、前号イから二までに該当するもの

口 心身が健全であること。
ハ・ニ 略

三 高等専門学校又は高等学校（専修学校高等課程を除く。）に在学する者で、第一号イ及び口に該当し、かつ、学費の支弁が著しく困難であるもの

第一条 この条例は、向學心に富み、有能な素質を有する生徒又は生徒であつて、経済的理由により修学が困難なものに対し育英資金を貸与して、将来有為の人材を育成することを目的とする。

(目的)
能な素質を有する学生又は生徒であつて、経済的理由により修学が困難なものに対し育英資金を貸与して、将来有為の人材を育成することを目的とする。

第一条 この条例は、向學心に富み、有能な素質を有する生徒又は生徒であつて、経済的理由により修学が困難なものに対し育英資金を貸与して、将来有為の人材を育成することを目的とする。

(目的)
うに改正する。

第一条中「学生又は」を削る。

第二条第一号中「大学（大学と同程度の学校を含む。以下同じ。）」を「高等学校又は高等学校と同程度の学校（以下これらを「高等学校」という。）」に改め、同号口を次のように改める。

□ 勉学に意欲があること。

第二条第二号を次のように改め、同条第三号を削る。

二 高等学校に在学する者で、前号イ及び口に該当し、かつ、学費の支弁が著しく困難であるもの

第三条第一項中「次のとおり」を「在学一年につき四十二万円以内」に、

「学校」を「高等学校」に改め、各号を削る。

第六条中「二十年以内（第二条第二号に該当する者として育英資金の貸与を受けた者にあつては、十年以内）」を「二十年以内で規則で定める期間以内」に改める。

第八条第一項及び第二項を削り、同条第三項を同条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の佐賀県育英資金貸与条例の規定は、この条例の施行の日以後に貸与の決定をする者から適用し、同日前に貸与の決定をした者については、なお従前の例による。

(貸与)

第三条 育英資金の貸与額は、在学一年につき四十二万円以内とする。ただし、貸与期間は、当該高等学校の正規の修学期間を超えてはならない。

(目的)
うに改正する。

第一条中「学生又は」を削る。

第二条第一号中「大学（大学と同程度の学校を含む。以下同じ。）」を「高等学校又は高等学校と同程度の学校（以下これらを「高等学校」という。）」に改め、同号口を次のように改める。

□ 勉学に意欲があること。

第二条第二号を次のように改め、同条第三号を削る。

二 高等学校に在学する者で、前号イ及び口に該当し、かつ、学費の支弁が著しく困難であるもの

第三条第一項中「次のとおり」を「在学一年につき四十二万円以内」に、

「学校」を「高等学校」に改め、各号を削る。

第六条中「二十年以内（第二条第二号に該当する者として育英資金の貸与を受けた者にあつては、十年以内）」を「二十年以内で規則で定める期間以内」に改める。

第八条第一項及び第二項を削り、同条第三項を同条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の佐賀県育英資金貸与条例の規定は、この条例の施行の日以後に貸与の決定をする者から適用し、同日前に貸与の決定をした者については、なお従前の例による。

(貸与)

第三条 育英資金の貸与額は、次のとおりとする。ただし、貸与期間は、当該学校の正規の修学期間を超えてはならない。

<p>一 特別学生（大学（規則で定めるものに限る。）の学生で、卒業後佐賀県内において、居住し、かつ、就業することを希望するものをいう。以下同じ。） 在学一年につき 九十九万六千円以内</p> <p>二 大学の学生（特別学生を除く。） 在学一年につき 七十五万六千円以内</p> <p>三 高等専門学校の学生及び高等学校の生徒 在学一年につき 四十二万円以内</p>	<p>（返還）</p> <p>第六条 育英資金の貸与を受けた者は、卒業後（前条の規定により、貸与を廃止されたときは、廃止後）六月を経過したときから二十年以内で規則で定める期間以内に、年賦、半年賦又は月賦で返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。</p>
<p>第八条</p> <p>（返還免除）</p> <p>第六条 育英資金の貸与を受けた者の該当大学の卒業成績が特に優秀であつたときは、育英資金の一部の返還を免除することができる。</p> <p>2 特別学生であつた者のうち、卒業後佐賀県内において、居住し、かつ、就業した者で、規則で定めるものについては、育英資金の一部の返還を免除す</p>	<p>（返還）</p> <p>第六条 育英資金の貸与を受けた者は、卒業後（前条の規定により、貸与を廃止されたときは、廃止後）六月を経過したときから二十年以内（第二条第二号に該当する者として育英資金の貸与を受けた者にあつては、十年以内）に、年賦、半年賦又は月賦で返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。</p>
<p>第八条</p> <p>（返還免除）</p> <p>第六条 大学の学生として育英資金の貸与を受けた者の該当大学の卒業成績が特に優秀であつたときは、育英資金の一部の返還を免除することができる。</p> <p>2 特別学生であつた者のうち、卒業後佐賀県内において、居住し、かつ、就業した者で、規則で定めるものについては、育英資金の一部の返還を免除す</p>	<p>（返還）</p> <p>第六条 育英資金の貸与を受けた者は、卒業後（前条の規定により、貸与を廃止されたときは、廃止後）六月を経過したときから二十年以内（第二条第二号に該当する者として育英資金の貸与を受けた者にあつては、十年以内）に、年賦、半年賦又は月賦で返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。</p>
<p>第八条</p> <p>（返還免除）</p> <p>第六条 大学の学生として育英資金の貸与を受けた者の該当大学の卒業成績が特に優秀であつたときは、育英資金の一部の返還を免除することができる。</p> <p>2 特別学生であつた者のうち、卒業後佐賀県内において、居住し、かつ、就業した者で、規則で定めるものについては、育英資金の一部の返還を免除す</p>	<p>（返還）</p> <p>第六条 育英資金の貸与を受けた者は、卒業後（前条の規定により、貸与を廃止されたときは、廃止後）六月を経過したときから二十年以内（第二条第二号に該当する者として育英資金の貸与を受けた者にあつては、十年以内）に、年賦、半年賦又は月賦で返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。</p>
<p>第三条</p> <p>（改正）</p> <p>第三条 佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例</p>	<p>（返還）</p> <p>第六条 育英学生の死亡その他規則で定める事由に該当する場合は、育英資金の全部又は一部の返還を免除することができる。</p> <p>第六条 育英学生の死亡その他規則で定める事由に該当する場合は、育英資金の全部又は一部の返還を免除することができる。</p> <p>（返還）</p> <p>第六条 育英学生の死亡その他規則で定める事由に該当する場合は、育英資金の全部又は一部の返還を免除することができる。</p> <p>（返還）</p> <p>第六条 育英学生の死亡その他規則で定める事由に該当する場合は、育英資金の全部又は一部の返還を免除することができる。</p>

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びべき地手当支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十三日

佐賀県知事 古川 康

○佐賀県条例第十六号

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びべき地手当支給条例等の一部を改正する条例

（佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びべき地手当支給条例の一部改正）

第一条 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びべき地手当支給条例（昭和二十七年佐賀県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「養護教諭」の下に「栄養教諭」を加える。

（佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正）

第二条 佐賀県公立学校職員給与条例（昭和三十二年佐賀県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号及び第二号中「養護教諭」の下に「栄養教諭」を加える。

（佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する。）

（昭和四十六年佐賀県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

3 | ることができる。
育英学生の死亡その他規則で定める事由に該当する場合は、育英資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

第二条第二項中「養護教諭」の下に「栄養教諭」を加える。

第四条第一号中「第十四条から第十六条まで」を「第十三条から第十三条まで」に改める。

(佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正)

第四条 佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例(平成十七年佐賀県条例第七十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一から別表第四までの改正規定中「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

第一条(佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びべき地手当支給条例の一部改正)に係る新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
(教員特殊業務手当)	(教員特殊業務手当)	(教員特殊業務手当)
第八条 教員特殊業務手当は、小学校、中学校、高等学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部、中学部若しくは高等部に所属する教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員で、職務の級が佐賀県公立学校職員給与条例別表第一高等学校等教育職給料表又は別表第二中学校・小学校教育職給料表の二級又は一級のものが次に掲げる業務に從事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶとき支給する。	第八条 教員特殊業務手当は、小学校、中学校、高等学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部、中学部若しくは高等部に所属する教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員で、職務の級が佐賀県公立学校職員給与条例別表第一高等学校等教育職給料表又は別表第二中学校・小学校教育職給料表の二級又は一級のものが次に掲げる業務に從事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶとき支給する。	第八条 教員特殊業務手当は、小学校、中学校、高等学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部、中学部若しくは高等部に所属する教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員で、職務の級が佐賀県公立学校職員給与条例別表第一高等学校等教育職給料表又は別表第二中学校・小学校教育職給料表の二級又は一級のものが次に掲げる業務に從事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶとき支給する。

一五 略

一五 略

2 略

第二条(佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正)に係る新旧対照表

	改 正 後	改 正 前		改 正 前
(定義) 第二条 略	(定義) 第二条 略	(定義) 第二条 略	2 この条例において「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者、地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第四条の規定により任期を定めて採用された職員に限る)、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。	2 この条例において「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者、地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第四条の規定により任期を定めて採用された職員に限る)、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。
2 略	2 略	2 略	2 この条例において「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者、地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第四条の規定により任期を定めて採用された職員に限る)、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。	2 この条例において「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者、地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第四条の規定により任期を定めて採用された職員に限る)、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。

(教職調整額を給料とみなして適用する条例等)

第四条 前条第一項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく人事委員会規則等の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。

一 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びべき地手当支給条例（昭和二十七年佐賀県条例第三十九号。第十三条から第十三
条までの規定に限る。）

二九 略

(教職調整額を給料とみなして適用する条例等)

第四条 前条第一項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく人事委員会規則等の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。

一 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びべき地手当支給条例（昭和二十七年佐賀県条例第三十九号。第十四条から第十六
条までの規定に限る。）

二九 略

第四条（佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正）に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
別表第一（第5条関係） 高等学校等教育職給料表 略 備考（一）この表は、次に掲げる者に適用する。 ア 高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員及び実習助手 イ 県立の中学校に勤務する教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師のうち、当該中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校に兼ねて勤務を命ぜられた者 （二）略	別表第一（第5条関係） 高等学校等教育職給料表 略 備考（一）この表は、次に掲げる者に適用する。 ア 高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員及び実習助手 イ 県立の中学校に勤務する教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師のうち、当該中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校に兼ねて勤務を命ぜられた者 （二）略
別表第二（第5条関係） 中学校・小学校教育職給料表 略 備考（一）この表は、中学校及び小学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（別表第一の適用を受ける者を除く。）に適用する。 （二）略	別表第二（第5条関係） 中学校・小学校教育職給料表 略 備考（一）この表は、中学校及び小学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（別表第一の適用を受ける者を除く。）に適用する。 （二）略

平成18年3月23日(木)

佐賀県立学校職員及び佐賀県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例を以下に公布する。

平成十八年三月二十三日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第十七号

佐賀県立学校職員及び佐賀県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

佐賀県立学校職員及び佐賀県市町村立学校県費負担教職員定数条例第十三条第一項第一号中「三、一五〇人」を「三、一一三人」に改め、同項第二号中「五、五一〇人」を「五、五一三人」に改める。

十年佐賀県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「三、一五〇人」を「三、一一三人」に改め、同項第二号中「五、五一〇人」を「五、五一三人」に改める。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

参考資料

佐賀県立学校職員及び佐賀県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(定数)	(定数)
第三条 県立学校職員及び市町立学校県費負担教職員の定数は次に掲げるところとする。 一 県立学校職員 三、一一三人 二 市町立学校県費負担教職員 五、五一三人	第三条 県立学校職員及び市町立学校県費負担教職員の定数は次に掲げるところとする。 一 県立学校職員 三、一五〇人 二 市町立学校県費負担教職員 五、五一〇人
2 略	2 略

市村記念体育館使用料条例の一部を改正する条例を以下に公布する。

●佐賀県条例第十八号

市村記念体育館使用料条例の一部を改正する条例
市村記念体育館使用料条例(昭和三十八年佐賀県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「及び附属設備使用料」を削り、同条第二項中「許可時間」を「附属設備使用料及び許可時間」に、「使用料()」を「競技場使用料()」に改める。

別表第一の使用料(円)の欄中

「(3) 9時から21時までの間に用する場合 ((1)又は(2)に該当する場合を除く。)	「(3) 9時から21時までの間に用する場合 ((1)又は(2)に該当する場合を除く。)	「(4) 21時から23時までの間に用する場合 ((1)又は(2)に該当する場合を除く。)
1,410	8,490	8,490
4,030	24,180	24,180
11,330	67,990	67,990

別表第二の冷暖房設備の項中

競技場		暖房設備	1時間につき	3,520
競技場		暖房設備	1時間につき	3,520
会室		1時間につき	120	
持込音響器具	1式	1,640	を	持込音響器具 1式 1,640
(使用料の納付)				電光得点表示装置 1組 920
第五条 競技場使用料は、体育館使用日の十日前までに納付しなければならない。				
2 附属設備使用料及び許可時間を超過した分についての競技場使用料（以下「超過使用料」という。）は、体育館使用後直ちに納付しなければならない。				
参考資料				
市村記念体育館使用料条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表				
改	正	後	改	正
(使用料の納付)			(使用料の納付)	
第五条 競技場使用料は、体育館使用日の十日前までに納付しなければならない。			第五条 競技場使用料及び附属設備使用料は、体育館使用日の十日前までに納付しなければならない。	
2 許可時間を超過した分についての使用料（以下「超過使用料」といふ。）は、体育館使用後直ちに納付しなければならない。			2 許可時間を超過した分についての使用料（以下「超過使用料」といふ。）は、体育館使用後直ちに納付しなければならない。	

同表のその他の設備の長机の項中「1脚」や「1台」に改め、同表のその他の設備の項中

「持込音響器具 1式 1,640 を 電光得点表示装置 1組 920」	に改め、
--	------

に改め、同表の注の2中「又は17時から21時まで」や「17時から21時まで又は21時から23時まで」に改め、同表の注の3中「9時から21時まで」や「9時から23時まで」に改め。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

参考資料

改 正 後				改 正 前			
別表第1 (第3条関係)				別表第1 (第3条関係)			
競技場使用料				競技場使用料			
区 分		使用料(円)	略	区 分		使用料(円)	略
	(1) 略	(2) 略	(3) 9時 から21時 までの間に おいて 使用す る場合 ((1)又 は(2) に該当 する場 合を除 く。)	(4) 21時 から23時 までの間に おいて 使用す る場合		(1) 略	(2) 略
全部使用			8,490	1,410	全部使用		8,490
			24,180	4,030	文化のた めの使用		24,180
			67,990	11,330	その他の 使用		67,990
略					略		
注 1・2 略				注 1・2 略			

改 正 後			改 正 前					
別表第2(第3条関係)								
附属設備使用料								
区 分		単 位	使用料(円)					
略								
冷暖房	競技場	冷房設備	1時間につき	3,300				
		暖房設備	1時間につき	3,520				
集	会室		1時間につき	120				
略								
その他の設備	略							
	長机	1台		50				
	略							
	持込音響器具	1式		1,640				
	電光得点表示装置	1組		920				

注 1 略
 2 舞台設備、照明及び音響器具及びその他の設備(補助いすを除く。)の使用料は、1区分(9時から13時まで、13時から17時まで、17時から21時まで又は21時から23時までのそれぞれの時間帯ごとの区分をいう。)ごとの使用料とする。
 3 補助いすの使用料は、1日(9時から23時までをいう。)当たりの使用料とする。

別表第2(第3条関係)					
附属設備使用料					
区 分		単 位	使用料(円)		
略					
冷暖房	競技場	冷房設備	1時間につき	3,300	
		暖房設備	1時間につき	3,520	
集	会室		1時間につき		
略					
その他の設備	略				
	長机	1脚		50	
	略				
	持込音響器具	1式		1,640	

注 1 略
 2 舞台設備、照明及び音響器具及びその他の設備(補助いすを除く。)の使用料は、1区分(9時から13時まで、13時から17時まで又は17時から21時までのそれぞれの時間帯ごとの区分をいう。)ごとの使用料とする。
 3 補助いすの使用料は、1日(9時から21時までをいう。)当たりの使用料とする。

佐賀県総合運動場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十三日

●佐賀県条例第十九号

佐賀県総合運動場条例の一部を改正する条例

佐賀県総合運動場条例(昭和四十四年佐賀県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表第一の補助競技場使用料の表の(1)の表を次のように改める。

佐賀県知事 古川康